

要するに、従来もそうであるが、裁判所は高裁も最高裁も、一貫して内閣法制局と国会議決に対し、憲法違反であるというような面子をつぶす式の天下一大事の判決は出し渋っているのが現状である。我々は、棄却理由を不服として判決当日に上告手続きを行い、現在は最高裁の第一小法廷の審理に入っている。

(注：なお、とくに宮川教授から誤解のないように強調された点は、教授らの提訴は「一票の格差訴訟」ではないことである。これは、一票の格差と言う場合、有権者数のアンバランスが問題認識の基底にあるからで、この提訴は、あくまで憲法の本来的解釈からして全国民代表論からの人口比配分であるべきところ、種々の要因で捻じ曲げられている今の定数配分のやり方がおかしいとするからである。むしろ「定数配分違憲訴訟」と呼ぶべきであろうと思われる)

【今後の運動について (質疑応答から)】

出口のない現在の状態に対して、裁判を通じて何度提訴しても無理だから税金不払い運動など実力行使をしてはどうかという意見も出されたが、それは法違反であり重加算税など厳格な徴税の実施による打撃も予想されるため、勝てる運動にはなり得ないだろうという指摘がされた。

定数の問題についてはマスコミも決して冷淡ではなく、世論を反映して今回の東京高裁判決に対しても批判的で、格差「2倍以内」という主張をしている。マスコミも民主主義をしっかりと根付かせようという意識は根底にあるのだから、自民党だけでなく野党も含めて政党・政治家が定数は正に本格的に取り組む姿勢に乏しい以上、こういう裁判に訴えることが最も有効ではないかという意見が教授より示された。

訴訟費用について、本人訴訟の場合、今回の東京高裁への提訴が示すように、実質15,000円プラス交通費その他雑費程度でできる。訴訟物95万円とは、あくまで印紙代の算定根拠であり、その印紙代とは8,200円であり、他に切手代7,000円程度の納入を求められるが、切手代は余れば返してくれる。

今は、少数の弁護士グループや宮川教授の知人が限られた数の選挙区から提訴しているので裁判所も甘く見ているが、もし、他の選挙区で同様の訴えが広範に起きれば、裁判所も態度を改めざるを得ないはずであり、判決の行方に大きなインパクトを与えることになるという指摘が教授より示された。

会場では、多くの出席者がそれに賛同し、今後、教授から提訴ノウハウを教わって、これを当会の市民運動として育てて行くべきだということで一致を見た。 <完>

【コラム・世相を斬る】

18兆円で景気は良く成るか？

新宿区 佐藤鶴次郎

橋本内閣の、景気対策の18兆円の投入に対し、世論は全く冷ややかである。世論調査でも、効果が出ないと云う人が89.4%とか、「テレビ8CH・報道2001」。私から見ても官僚や銀行の不詳事に、真剣に取り組まず、唯、金をばらまく従来型の景気対策に市民の目は冷ややかである。

政治家は善耳触りの良い美辞麗句を並べて、少しでも選挙に有利に成る様に腐心して、有権者の不利に成る話しは避けようとしている。地球温暖化対策にしても、廃棄物処理にしても、食糧の安全性にしても、各役所がバラバラに対応して、政府としての一貫した方針が示されない儘、今日に至っている。

高知県知事の橋本氏(橋龍の弟)が、交際費を対象者名を含めて総て公開と発表したと新聞報道は伝えて居るが、この様に中身を公開すると、不利益に成る人が居るからと、青島都知事は公開に消極的だが、基本的に役所の立場に立つか市民の立場に立つかの、政治の姿勢が明確で無いと混乱する。

今回の景気対策も精神的指導性を明確にしない儘、単なる無駄使いの可能性に陥る可能性が大きい。

対立軸と言われる民主党も、単に減税を強調するだけでは、自民党と同じに見られてしまう。今こそ地球全体を踏まえての倫理感を訴える最善の時期と考える。

「活動協賛金」ご協力をお願い

平成維新東京の活動をより活発にするため、「活動資金」を募集しています。

多くの皆様のご協力をお願い申し上げます。

協力金：1口・2000円(2口以上歓迎!)

郵便口座番号：00120-0-772036

郵便口座名称：維新都民

日本を国民主権の法治国にしよう。
人類の幸福の向上に貢献出来る事を願って活動する

花和グループ

(有)花和ビル

(株)花和

(有)パステルハウス

(有)葉明